

資料－２ 畜産物等の管理体制

畜産物の安全管理体制

- 放射性物質の食品の新基準値（一般食品：100Bq/kg、牛乳・乳児用食品：50Bq/kg ※）を超えた畜産物が流通しないよう、各県がモニタリング検査を実施。
（※平成24年4月1日から新基準値を適用。ただし、準備期間の必要な米、牛肉については平成24年10月1日、大豆については平成25年1月1日より適用。）
- 畜産物が食品の新基準値を超える放射性セシウムを含むことがないよう、飼料の暫定許容値を改訂。
（※平成24年2月3日から新基準値を適用。）
- 適切な飼養管理の徹底と検査体制の強化により、安全な畜産物しか出荷されない体制を構築。

〈食 品〉

食品群	旧暫定規制値 (Bq/kg)	食品群	新基準値 (Bq/kg)
飲料水	200	飲料水	10
牛乳・乳製品	200	牛乳	50
野菜類	500	一般食品	100
穀類		乳児用食品	50
肉・卵・魚・その他			

〈飼 料〉

畜種	旧暫定許容値 (Bq/kg)	新暫定許容値 (Bq/kg)
牛	300	100
馬	300	100
豚	300	80
家きん	300	160
養殖魚	100	40

（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

出典：農林水産省ホームページ